

7章 基本方針及び施策の大綱

(1) 基本方針

多様な協働で まちの魅力と安心を デザイン

町内では様々なまちづくり活動が様々な形態で展開されていることから、多様なまちづくり主体の連携が重要になってきた。また、事業協働のみならず、政策協働の可能性もまちづくりの重要な要素になってきた。

本計画においては、第4次総合振興計画後期にあたって、住民参加型まちづくりの多様な可能性に着目し、協働主体者の広がりと協働レベルの深まりを重点化することにより、町の構成員が一体となった魅力あるまち、安全安心なまちの創造に向け、効果的な協働を展開することを基本的な方向とする。

(2) 施策の大綱と目標

「多様な協働でまちの魅力と安心をデザイン」の基本方針のもと、施策の大綱を定める。大綱は、施策の柱と個別施策により構成する。

◆ 施策の柱Ⅰ：多様な主体（協働パートナー）による連携と協働

（NPO、地域コミュニティ等との協働）

＜個別施策＞

- ① 協働理念の共有とまちづくりの担い手発掘・育成
- ② 多様な活動主体の効果的連携促進

＜成果指標（目標値）＞

「まちづくりネットの担い手住民数」 ※まちづくりネット各分野活動の実動人数

平成23年度 181 ⇒ 平成27年度 230

「協働連携団体数」 ※まちづくりネット団体会員数

平成23年度 15 ⇒ 平成27年度 20

◆施策の柱Ⅱ：多様なレベルでの協働展開

(政策・施策・事業の各レベルに応じた協働手法の適用)

<個別施策>

- ①政策協働と事業協働の双方向関与の促進
- ②協働の多様な取組みに対応できる推進体制の整備
- ③自治基本条例制定を見据えた取組み

<成果指標（目標値）>

「政策又は施策協働の取組み数」※住民公募による政策・分野計画の検討会議等の数
平成23年度 20 ⇒ 平成27年度 26

◆施策の柱Ⅲ：施策を推進するしかけの整備・促進

(施策の柱Ⅰ・Ⅱを実現する制度・基盤・体制)

<個別施策>

- ①情報共有
- ②段階に応じた住民参加
- ③まちづくり人材のマッチングと活動組織の体力強化
- ④協働推進のための基盤整備
- ⑤柔軟な協働推進体制の構築

<成果指標（目標値）>

「協働推進制度の設置数」※5章(2)に基づく協働のしかけ（制度）の数
平成23年度末 15 ⇒ 平成27年度末 20

8章 施策の柱 I 関連の推進施策

◇◇◇◇ 多様な主体（協働パートナー）による連携と協働の展開 ◇◇◇◇

(1) 協働理念の共有とまちづくりの担い手発掘・育成

計画段階からの情報公開を徹底して、可能な限り住民関与を広げていく中で、住民がより参加や協働に関わりやすい条件づくりを行っていく。まちづくり活動へ「はじめの一步」を応援して意欲を喚起し、継続していけるよう適切な情報提供（つながり支援）を行っていく。

【推進する取組み】

- ①各分野における協働事業メニュー整備の促進と地域啓発
- ②協働事業立案時における住民と行政の課題・目的意識の統一と役割分担の明確化
- ③まちづくりネット登録者の増加促進（事業登録、団体登録含む）
- ④行政各課における意識改革と協働・住民参加の機会の拡充
- ⑤大学との人材交流、共同企画の促進
- ⑥女性や障がい者のまちづくり参加環境の整備・拡充

(2) 多様な活動主体の効果的連携促進

まちづくりネットは条例(施行規則)に規定された協働推進組織であり、今後は「まちぐるみの協働」に向けた推進役として機能が期待される。唯一の協働パートナーということではなく、他の公益活動とともに新しい公共の担い手として高めあう関係性が求められる。まちづくりネットの事業も他の公益団体の事業も、対等なまちづくり活動として信頼関係を築きながら、連携して「協働のまちづくり」に広がりが高まりが創出されるよう促進する必要がある。

今後、まちづくりネットに加えて、NPOや地域コミュニティが町行政との組織的な協働を行う「協働パートナー」の中核になってくることが期待される。行政活動はもちろん、NPOや地域コミュニティへの住民個人の「参加」は、協働に大きく寄与することになり、参加なくして協働は実現しない。

「地域コミュニティ」と「NPO」が補完し合いながら、まちづくりの縦糸と横糸として機能するよう、協働推進本部、まちづくりネット、さらには区長会が推進役となってこれらを紡いでいくとともに、公共的団体・機関（社協、大学等公益的法人を含む）のノウハウを効果的にまちづくりに活かすため、対等性に留意しながら事業連携していく必要がある。

また、規則5号団体（その他自発的・自立的な公益活動を行う集団）を広く解釈し、営利集団ではあるが、企業による公益活動（社会貢献活動／CSR）

も協働の概念に含めることが有効である。

【推進する取組み】

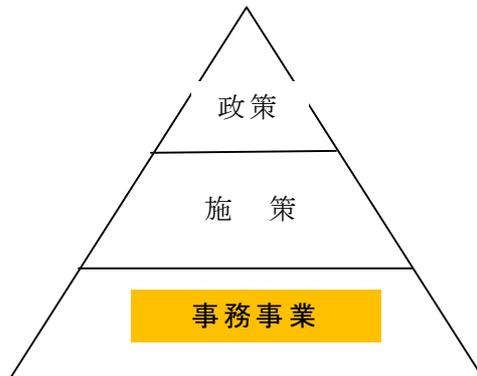
- ①行政区等の地域コミュニティ（エリア型まちづくり）との協働の推進
- ②町内の多様な公益団体によるまちづくり活動の現況調査
- ③まちづくりネット、NPO（テーマ型まちづくり）、地域コミュニティとのコラボレーション（イベント・事業活動の共催等）の展開
- ④公益的法人（社協・大学等）、地域貢献活動を行う事業所との協働の推進
- ⑤公益団体相互の協働の促進

9章 施策の柱Ⅱ 関連の推進施策

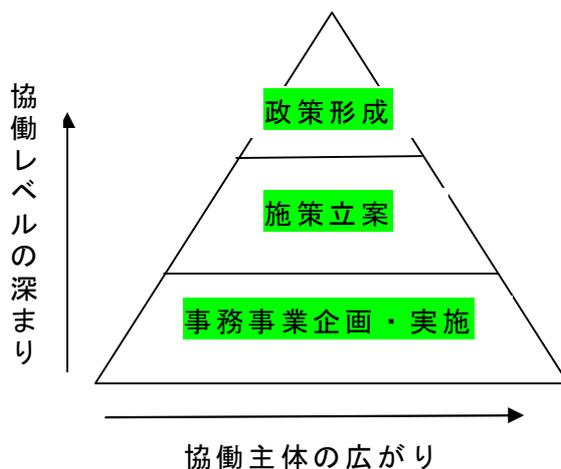
◇◇◇◇ 多様なレベルでの協働展開 ◇◇◇◇

(1) 政策協働と事業協働の双方向関与の促進

これまでの協働は、第4次総合振興計画に掲載された各種施策（特に重点施策）を実現するための手法として、下図のとおり、行政活動の体系のうち事務事業レベルの活動を中心としてその基礎を築いてきた。

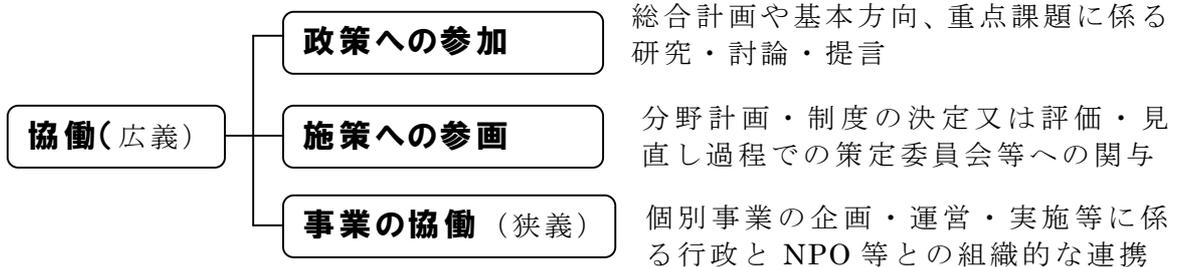


しかし、第4次総合振興計画が6年を経過し、第5次に向けた新たなまちづくりの方向性を模索し、民主的に導き出すための協働手法も必要になってきていると考えられる。そこで、本計画においては、協働が政策レベルまで及ぶことも考慮し、下図のように考え方を整理しておく必要がでてきた。



協働レベルに応じた取組み（しかけ）の概要を次のように整理するが、それぞれのしかけのレベル（深さ）は明確に線引き（固定）できるものではなく、柔軟に行き来しながら推進されるべきものである。

〔政策・施策・事業の協働イメージ〕



【推進する取組み】

①政策レベルの協働の推進(重要政策・財政等の町の基本方向への参加)

町長や議会による町の基本方向・重要政策の決定手続き過程において、「参加」や「提言」を基本にしつつ住民が関与するもの。住民参加を経て決定した政策を基に、さらに参加層を拡大しながら、それを具現化するための具体的な施策・事業レベルの協働に発展させることが望ましい。

政策や財政への住民参加が進めば、住民が行政運営全般の情報を共有した上で、住民それぞれの立場で関与の必要性や方法を見つけることができる。地方分権の中で自治体間競争が激化し、生き残るために町にどんな政策ビジョンが必要とされているのか、財政は破たんしないと言い切れるのか、などは行政のみが決めるのではなく、まちづくりの当事者である住民自身が情報を共有し、気付き、克服に向けた政策提言を行うことも大切である。

「政策研究所」等は政策レベルではあるが、協働の取組みとしても重要なものとなってきている。政策協働は、「参加」や「提言」を主軸として、自治基本条例や住民投票制度なども標榜しながら、議会制民主主義との両輪で政策決定に導かれることが有効と考えられる。

<政策レベルの協働のしかけ例>

総合振興計画策定、行政改革大綱策定、政策研究所、まちづくり懇話会、意見交換型世論調査、事業の仕分け、財政白書づくり、公募型補助金制度等への「参加」や「提言」

②施策レベルの協働の推進(分野の計画・施策・制度策定への参画)

事務事業が円滑に実施されるためには、その分野事業を推進する根拠となる施策・計画への位置づけが不可欠であることから、計画策定段階への住民参画は重要な協働手法となる。政策への「参加」と事業の「協働(狭義)」の双方を考慮しつつ進める必要がある。こうした計画づくりへの関与から、施策の当事者意識への意識変化を期待し、当該施策決定後も住民関与層を拡大しながら、施策の実現を目指して事業レベルの協働に結びつけることが有効と考えられる。

これまでは、協働事業のプラン化の中で分野課題を抽出してきたが、本来は施策策定の過程で、住民と行政が課題を抽出し合い、当該施策・計画づくりに対して提案し合うことが、その後に期待する円滑な事業協働につながると考えられる。さらに、当該施策立案の過程で、協働によって施策達成効果のあると思われる事業群を導き出しておくこと、次のステップとして具体的な事業協働への進展が容易になる。

このように、協働で「目指すもの」や協働で実施する「効果」を双方が確認し合うことで、事業実施段階になって「決められたものへの住民参加(手伝い)」という不信を招かない効果が期待できる。施策を協働で進める際の留意点としては、次のような事項が挙げられる。

- ア) 総合振興計画(基本計画)との整合
- イ) 住民ニーズ・地域課題の検証
- ウ) 既存又は類似する活動の調査(支援か連携か)
- エ) 住民活動でも行政活動でもなく「協働」で推進する必要性 など

< 施策レベルの協働のしかけ例 >

公募等による各種審議会(法令設置)、分野計画策定委員会(任意設置)、分野施策検討委員会、施策立案ワークショップ等への「参画」

③ 事業レベルの協働の推進(事務事業の企画・実施における協働)

政策提言や施策審議等の「参加」「参画」による行政への関与から、より積極的・具体的な「事業の協働(狭義)」に進むよう推進する。施策の実現に向け、協働で行うと効果があると判断される事業について、企画立案～事業実施～評価の各段階でタイアップするもので、行政と住民が事業目的を共有し、それぞれが果たすべき役割を分担して連携・協力し合うレベルの協働である。

事業スタート後も、随時、住民・行政で当該協働事業の検証をし、必要により軌道修正や次のステップへの展開で新たな住民参加も促進する必要がある。また、地元大学生など、若い力を活用する条件整備も協働の活性化に大きな効果が期待できる。

さらに、事業の性格によっては、行政区・自治会単位や地区 PTA 単位等と連携し、地域活動(エリア型)に定着させるなど、モデル事業等を通して意識的に地域人材を発掘するよう働きかけることも重要である。地域活動に定着した時点で、モデル事業を脱却し、協働形態を変えたり、独立した活動となるよう促すことも考えられる。

今後は、施策の柱Ⅰ「多様な主体(協働パートナー)による連携と協働の展開」を踏まえ、様々な公益団体のまちづくり情報をつなぎ、その知恵と力を効果的にまちづくりに活かす工夫が求められる。活動や人的資源をつなぎ、ネットワーク化することで、まちづくり効果の最大化を図ることを目指す。

そこに行けば他の活動情報が入手できたり、気軽に交流ができる「市民活動支援センター」、又は公益団体が共同で利用する「協働オフィス」等、協働交流拠点の設置が望まれるところである。

< 事業レベルの協働のしかけ例 >

環境保全・緑化推進事業、エコ推進事業、居場所づくり事業、地域福祉見守り事業、農産物直売・観光 PR 事業、自主防犯事業、自主防災事業、交通安全啓発事業、文化・スポーツ振興事業、地域国際交流事業等、まちづくりネットや公共的団体・機関、実行委員会等との「事業協働」

(2) 協働の多様な取組みに対応できる町推進体制の整備

町協働推進本部では、これまでも様々な企画で協働職員研修を実施し、座学中心ではなく、ファシリテーションやプレゼンテーションの能力を向上させ、協働の推進に寄与しようとしてきた。ファシリテーションについては、実際に住民と合同のワークショップの場面になると、住民がファシリテータとなるケースが多く、成果が発揮されることが少なかった。プレゼンテーションについては、「まちづくり懇話会」や「事業の仕分け」において少しずつ研修成果を活用する場面が出てきた。

今後も引き続き、住民参加促進の一環として（説明責任も含む）、職員の意識改革や政策形成能力、提案力の向上を図るとともに、地域課題の解決に向けて住民と対等に提案し合い、又はコーディネートできる職員の育成と柔軟な本部体制の構築を目指すこととする。

【推進する取組み】

- ①行政活動への住民関与及び住民の協働提案の促進
- ②職員の意識改革と政策提案の活性化、プレゼンテーション能力の向上
- ③地域課題に応じた町協働推進本部体制の柔軟な再編（10章(5)参照）

(3) 自治基本条例制定を見据えた取組み

平成22年には「議会基本条例」が制定・施行されたところであり、また、平成23年の地方自治法改正により基本構想策定の自治体義務付けが削除されたことなどを受け、現行の協働のまちづくり条例をベースにしながらも、より高次の住民自治のまちづくりに高める機運が高まってきた。

政策研究所における研究成果を踏まえつつ、草案作成の過程そのものが正にまちづくりの根幹であることを念頭に置いて、参加・協働を前提とした学習や検討を進める必要がある。

条例内容の例としては、住民と長（行政）と議会の関係、総合計画や行財政改革の扱い、住民投票などの条項が考えられるが、町の最高規範として、多様なまちづくりの主体者が将来にわたって運用でき、住民一人ひとりの自治意識が一層高まるよう、検討を進めていく必要がある。

【推進する取組み】

- ①政策研究成果のステップ移行と時間をかけた草案検討
- ②草案検討における多様なまちづくり主体の関与促進

10章 施策の柱Ⅲ 関連の推進施策

◇◇◇◇ 施策を推進するしかけの整備・促進（制度・基盤・体制） ◇◇◇◇

（１）情報共有

住民参加や協働は、まちづくり情報の共有がなければ進めることは不可能である。協働のまちづくり条例の施行以来、行政情報の公表は大きく前進し、情報公開条例に基づく公開規定にとどまることなく、積極的に行われるようになってきた。しかしながら、必ずしも住民が求める情報がわかりやすく提供されているとは言い難い状況も散見される。

今後、施策の柱Ⅰ・Ⅱに示すように、「協働主体者の広がり」と「協働レベルの深まり」を進めるためには、まちづくりを念頭に置いた情報共有のあり方として、量から質への転換が検討される必要がある。

さらには、住民主体のまちづくり活動相互の協働（コラボレーション）を促進していくためには、行政情報に限らず、多様なまちづくり情報の収集と提供も重要になる。

なお、まちづくりに伴う個人情報については、福祉情報など特に慎重な扱いが求められるところだが、委縮することなく、活動主体に必要な最小限の情報共有については、粘り強く地域への理解を促していく必要がある。

【推進する取組み】

- ①まちづくり懇話会の効果的運用
 - ・施策テーマ、開催対象エリア等の検討
- ②出前講座制度の整備
 - ・各課施策テーマによる出前講座のしくみ検討
- ③多様なまちづくりの情報ステーションの検討（ホームページ等）
 - 10章(3)①「人材と活動のマッチングシステム」参照
- ④パブリックコメント制度の効果的運用
- ⑤会議公開制度の周知と活用

（２）段階に応じた住民参加

前項により、一定の情報共有が図られている前提において、政策・施策・事業の各レベルで有効な住民参加段階（研究、企画、実施、評価）が検討されることになるが、政策や施策への参加はそもそも研究や企画、評価に適したものであるのに対して、事業は企画から実施、評価に至るまで一貫した住民関与が可能である。政策や施策への住民参加の過程で抽出される事業群が、

- ア）住民と町が協働で進めるべき事業

- イ) 住民の主体的な活動として促進すべき事業（住民相互の協働も含む）
- ウ) 町が直轄で実施すべき事業

エ) 町の監督指導のもと事業者委託で進めるべき事業 等に分類されることによって、事業協働に進むべきポイントを絞り込むことができる。

ア) の事業協働では実施段階だけの住民参加は避け、企画・運営・評価に至るまで当事者責任として住民が関与できるよう努めることが望ましい。

なお、このような事業協働へ導くための施策協働では、地方自治法や条例に基づく審議会に限らず、積極的に住民参加型の検討委員会を立ち上げるなど、当該計画や施策の方向性を住民参画のもとで検討していくよう努めることとする。

以下のしかけを積極的に活用して住民参加・協働を促進する。

【推進する取組み】

- ①政策・施策の研究、提言、立案への住民参加・参画の推進
 - ・政策研究所
 - ・意見交換型世論調査
 - ・審議会等委員公募制度
 - ・分野計画、主要施策、行政改革等の策定検討委員会
 - ・ワークショップ（基本構想を含む計画等の策定） 等
- ②事業の企画・実施への住民参画及び事業協働の推進
 - ・協働アクションプラン策定
 - ・ワークショップ（事業の企画や見直し）
 - ・事業サポーター
 - ・企画運営委員会、又は実行委員会
 - ・公募型補助金制度（公益事業提案を含む）
 - ・住民提案型事業委託（団体等の提案に基づく事業採択～団体委託） 等
- ③評価制度の活用推進
 - ・事務事業評価結果（内部評価）の公開
 - ・事業の仕分け（外部評価・見直し提言）
 - ・住民モニター制度
 - ・住民意識調査（施策満足度のモニタリング） 等

（３）まちづくり人材のマッチングと活動組織の体力強化

二の足を踏んでしまいがちなまちづくり活動への「はじめの一步」を応援して初心者意欲を喚起し、まちづくりの担い手となる人材をストレスなく活動組織につなぐため、双方向の情報提供（つながり支援）システムの開発検討や体験学習機会の増加を図る。また、NPO等公益団体の法人化を促進するなど、自立基盤の確立や体力の強化を支援する。

【推進する取組み】

①人材と活動のマッチングシステム

各部門のまちづくり活動メニューを相互リンク化して、「まちづくり情報ステーション」等をインターネット上で構築し、「活動を探す個人」と「担い手

を「探す組織」を、各種公共窓口でつながり支援・紹介できるシステムを検討する。

②公益活動を行う団体の法人化促進

協働の主体者である各種の公益団体が、自ら市民権を獲得し、経済的な基盤をもって、自立した「新しい公」として発展していくには、NPO法人、社団法人等の法人格取得もひとつの選択肢として検討が望まれる。こうした団体の自立基盤の確立によって、町の「協働パートナー」として、一層、対等な立場で共に公共的活動を進めることが容易になる。

③初心者向け学習会・体験研修の企画

これからまちづくりに参加しようか迷っている住民は、既に活躍しているメンバーへうまく溶け込めるか、自分の考え方と違うのではないかと、といったことで躊躇している可能性が高い。

活動への参加を待つだけでなく、初心者向けにプログラムした「体験イベント」や「学習会」等の計画も有効と考えられる。特定の分野に特化した企画はもちろん、施策の柱Iで示したように、類似した活動のコラボレーションによる体験学習プロジェクト等も相乗効果が見込めるものである。町の分野施策と一致した活動であれば、まちづくりへの住民参加の拡大を支援する観点から、協働推進本部としても「出前講座」制度と連動させるなどして、積極的な連携が必要である。

(4) 協働推進のための基盤整備

協働が円滑に展開されるためには、「ヒト」だけでなく、「モノ」や「カネ」も避けては通れない重要なバックボーンとなる。協働財源や協働拠点については、町の第4次行政改革大綱でも触れられているが、こうした基盤整備の課題も協働で解決されていくことが望ましい。

また、協働のまちづくり条例制定から4年が経過しようとしており、条例の理念を実現する方法を具体化した施行規則には、経過とともに見直しをかけることも必要になっている。

【推進する取組み】

①協働のまちづくり基金の設置検討

現在、協働事業の経費は、町協働推進本部のもと各協働事業担当課における事業予算と国・県・法人等の助成制度を活用しながら捻出してきた。それぞれの財政事情が厳しさを増す中で、協働事業に充てる原資についても協働で生み出すことを検討する必要がある。「汗を流す協働」と「資金提供による協働」が両輪として機能すると、みんなで支え合うまちづくりとして、より幅の広い活動が期待できる。例えば、事業者（企業）の社会貢献として、協働のまちづくりに寄与する選択肢が広がることにもなる。

なお、資金提供者が分野や活動を指定する「分野指定寄付」等のしくみも有効である。さらに、資金提供者や第三者によって、基金を活用する活動を選定したり、活動を評価したりといった、「協働基金事業選定・評価委員会」等による公正で透明性の高い基金運用のしくみも必要になってくる。

②協働拠点の整備検討

まちづくりネットのみならず、各種まちづくりの活動の主体者が一体となって協働の効果を発揮するためには、協働サポートセンターや市民活動支援

センターといった住民のまちづくり活動拠点、情報交流発信拠点（協働による管理等）が必要になってくる。センターを総合拠点としつつ、関係機関と調整しながら、集会所や公民館等を活用したサテライト拠点の位置づけも重要になる。

さらに、将来的には協働オフィス（NPO等の共同事務所）的な活用も視野に入れておくことが望ましい。

③ 協働のまちづくり条例施行規則の一部改正の検討

本計画に基づき新たな協働施策の展開を推進するため、「協働のまちづくり条例施行規則」に掲げる「住民参加の方法」や「協働を推進する組織」等について見直しをかけ、必要に応じて新たな方向性を加味したものに一部改正することも検討する。

（５）柔軟な協働推進体制の構築

施策の柱Ⅰ「多様な主体による連携と協働」の実現に向けて、協働推進本部もまちづくりネットも、再編を含めた柔軟な組織体制づくりが求められる。

【推進する取組み】

① 協働のまちづくりネットワーク（まちづくりネット）の組織体制の検証

協働のまちづくり条例施行規則に規定する住民主体の協働推進組織で、健康福祉グループ、みどり環境グループ、都市安全グループ、産業観光グループ、教育文化グループで活動してきたが、グループ編成は今後の分野課題や進め方によって柔軟な再編を考慮する。なお、施策の柱Ⅱ「多様なレベルでの協働展開」に資するよう、新たに企画総務分野の追加も研究が必要となる。

また、施策の柱Ⅰ「多様な主体による連携と協働」に向けて、他のテーマ型住民活動（NPO等）との対等な連携・協働を推進することが必要となる。さらに、これまで以上に行政区等の「エリア型まちづくり活動」との連携を進める必要がある。

※まちづくりネットには規約上、グループ代表等によって各グループ間の調整を図るため運営委員会が置かれ、その事務を執行するため正副運営委員長や事務スタッフ等により事務処理委員会が設けられている。

② 区長会との協働の促進

地域コミュニティを代表するものとして、14の行政連絡区（行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則）があるが、さらに行政区間の均衡・調整・連携を図ることを目的とした組織として、区長等による「三芳町区長会」が設置されている。

本計画においては、エリア型（地縁型）まちづくり活動を行う重要な協働推進組織として、区長会を位置づけることとする。

③ 協働推進本部体制の検証

協働のまちづくり条例施行規則に規定する町長を本部長とした協働推進組織で、要綱設置の行政改革・協働推進本部中、町長・副町長・教育長及び協働担当課長をメンバーとして構成する。本部の下部組織として、協働事業分野を主管する担当係長等により協働推進部会を設置し、本部の指示のもと、まちづくりネット各分野グループとすり合わせを行い、役割を分担して事業活動を企画実施する。

今後は、他の公益団体との積極的な協働事業を検討するとともに、地域課題の変化に対応した協働メニュー（アクションプラン等）の組み換えに伴い、本部や推進部会に属する協働担当の柔軟な再編も考慮する。

④協働推進会議の多様性確保

①②③及びNPO、公共的団体・機関等の協働主体者により構成し、協働推進計画の進行管理や見直しのほか、各種まちづくり活動の連携を推進する。各協働主体者間のまちづくり協定等も視野に協議を進める。

11章 協働アクションプラン 2012 の策定について

第2次協働のまちづくり推進計画を受け、主として事業レベルの協働の取組みについて、別途「協働アクションプラン 2012」を定めるものとする。プランは協働のまちづくり推進計画の下位計画に位置付けるため、同一期間とし、毎年度ローリング可能とする。

本プランは、推進計画に掲げる「政策協働」「施策協働」「事業協働」のうち「事業協働」のプランについて、まちづくりネットと協働推進本部（各担当行政）の間で取りまとめたものである。平成23年9月25日開催の「MIYOSHIまちづくり工房」で行われた公開のまちづくりワークショップを経て、分野ごとにまちづくり課題を整理し、事業プランを立案した。

なお、今後は、まちづくりに関心を持ちながら参加の機会をうまく見つけられない住民層に対して、楽しみながら輪に入っていける工夫を凝らした初心者向け企画を重点的に検討し、担い手の増加に貢献する必要がある（施策の柱Ⅰ関連）。

また、まちづくりネットの枠組みで従来困難であった、企画財政や国際交流、男女共同参画等の課題を取組み対象とする企画総務部門の創設も検討するなど、協働レベルの深まりも考慮していく必要がある（施策の柱Ⅱ関連）。

さらに、課題によっては複数グループがコラボレーション事業に取り組んだり、企画によっては他の公益団体との合同プロジェクト等も検討する。

まちづくりネット設立時（H20.9.28）の資料「協働のまちづくりネットワーク活動の考え方」には、次のように記されている。

「まちづくりネットの事業には、直轄事業とつながり支援事業が考えられ、メリハリのある協働事業メニューの作成が有効である。」

「モデル事業は、住民参加のきっかけづくりであり、他にもまちづくりネットが取り組むべき分野課題があることを考慮すると、モデル事業を日常的な協働活動として今後も継続・定着・発展させていくためには、活動の担い手を事業実践の中で育成し、ネットと独立した活動としてバックアップする立場に回る考え方も必要である。」

これらのことから、まちづくりネットの従来分野モデル事業を、そのままの形態で継続させることにこだわらず、事業の進捗状況（担い手育成等）に応じて、グループ直轄事業から、独立したテーマ型NPO活動又はエリア型住民活動に移行させ、他の公益活動との連携を支援して、公益活動ネットワークの構築に寄与することも、「協働のまちづくりネットワーク」の名称にふさわしい活動と考えられる。

今後は、こうした多様な公益活動も枠組みに加えた「協働アクションプラン」に発展させていくことも重要となってくる。

【協働アクションプラン 2012 の主な取組みテーマ】

- (1) 全体企画 … <協働の普及と担い手の発掘・育成・連携>
- ①協働のまちづくり啓発学習事業（継続）
 - ②まちづくりネット WEB サイト開設検討事業（新規）
 - ③他の公益団体との連携推進事業（継続）
- 協働パートナー：（まちづくりネット）運営委員会
（協働推進本部）協働主管課
（公益団体）大学、区長会、その他関係する NPO、公共的団体・機関 等
- (2) 健康福祉分野 … <高齢者が安心して暮らせるまちづくり>
- ①家族介護者支援事業（新規）
- 協働パートナー：（まちづくりネット）健康福祉グループ
（協働推進本部）介護（包括支援）担当課、福祉担当課
（公益団体）関係する NPO、公共的団体・機関 等
- (3) みどり環境分野 …
- ①雑木林の保全と環境教育事業（継続）
 - ②エコライフ推進事業（継続）
 - ③花いっぱい運動検討事業（休耕地活用等）（新規）
- 協働パートナー：（まちづくりネット）みどり環境グループ
（協働推進本部）緑化担当課、環境担当課、産業担当課
（公益団体）関係する NPO、公共的団体・機関 等
- (4) 都市安全分野 … <安全・安心なまちづくり>
- ①安全安心マップの見直しと活用推進事業（継続）
 - ②自転車の安全教育・普及支援事業（新規）
- 協働パートナー：（まちづくりネット）都市安全グループ
（協働推進本部）交通安全担当課、道路担当課、
防犯担当課、学校教育担当課
（公益団体）東入間警察署、地区 PTA、関係する NPO
等

(5) 産業観光分野 … <農産物産地としての三芳町知名度 UP>

①野菜市開催事業（継続）

②三芳町の知名度アップ事業（新規）

※全体プランと連携した WEB サイト検討など

協働パートナー：（まちづくりネット）産業観光グループ

（協働推進本部）産業担当課

（公益団体）関係する NPO、公共的団体・機関 等

(6) 教育文化分野 … <子どもの居場所づくり>

①子どもの学習支援事業（継続）

②地域文化の認識・伝承事業（新規）

協働パートナー：（まちづくりネット）教育文化グループ

（協働推進本部）児童保育担当課、文化財保護担当課、
文化振興担当課

（公益団体）関係する NPO、公共的団体・機関 等

12章 まとめ

「協働」は、古くからまちづくり活動の様々な局面で地域実践されてきたものであって、決して新しいものではない。しかし、行政が決めたことをお手伝いするタイプの住民参加が主流であったことも、またそれによって一定の成果を得てきたことも事実である。

本計画は、より多くの人々が様々な場面でまちづくりに関与できるよう体系づけようとしたものである。「理屈より実践」というタイプの人もいれば、「しくみづくり」に関心が高い人もいる。素朴に「人の役に立ちたい」という人もいれば、「自治体としての将来」を心配する人もいる。

行政は、住民参加が法的に限界のある審議会・委員会や許認可事務等の行政専管事項など特殊な場合を除き、その活動展開の様々な過程で、積極的に住民参加の機会やメニューを設定し、協働を前提とした施策・事業の進め方に転換する必要がある。

一方で、まちづくりネットや区長会等の協働推進組織が中心となって、各分野の公益団体と地域コミュニティのつながり、そしてまちづくりの担い手の広がりを促進していくことが望まれる。

協働は、大きな目的に向かって「みんなでいっしょにまちづくり」を進めることである。本計画をもとにしつつも、各協働の主体者が、みんなに分かりやすく、関わりやすい切り口を工夫していくことが、住民自らが誇れるまちづくりへの第一歩であり、まちぐるみで「魅力と安心をデザイン」することにつながるものと期待したい。